





令和3年度公共事業等事前評価調書(簡易型)

(土石流被害防止による評価)

(区分) 国補 県単

事業名	復旧治山事業	事業箇所	都留市	田野倉 地内	地区名	窪川上流(くぼかわじょうりゅう)	事業主体	山梨県												
(1)事業概要						(3)事業の妥当性評価														
<p>①課題・背景</p> <p>本計画地は、都留市田野倉地内を流れる一級河川窪川の上流に位置し、下流には田野倉集落や緊急輸送路に指定されている国道139号線など、防災上重要な保全対象がある。 近年の台風等の影響により渓流内に不安定土砂が堆積し、下流へ土砂が流出する恐れがあるため、治山事業により土砂の流出を防止し、保安林機能の回復を早急に図る必要がある。</p> <p>②整備目標・効果</p> <p>□主要目標</p> <p>○土石流被害の防止            保全対象 人家11戸、国道500m、市道260m、林道50m、鉄道300m            土砂整備率 (現況)0%&lt;70% ※            災害実績 無            重要公共施設 有 (第一次緊急輸送道路 国道139号線)</p> <p>□副次目標</p> <p>○なし</p> <p>□副次効果</p> <p>○被災時の被害波及の防止            (第一次緊急輸送道路 国道139号線、鉄道富士急行線)</p>						<p>妥当 妥当でない</p> <p>①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か)</p> <p>○ <input type="checkbox"/></p> <p>・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当し、妥当</p> <p>②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか)</p> <p>○ <input type="checkbox"/></p> <p>・森林法第41条第3項の規定により都道府県知事が整備することとされており、妥当</p> <p>③経済妥当性</p> <p>○ <input type="checkbox"/></p> <p>・費用便益比 便益(383.116百万円)／費用(106.766百万円)= 3.59 &gt; 1.0</p> <p>④事業実施・規模の妥当性</p> <p>○ <input type="checkbox"/></p> <p>・渓流内に堆積した不安定土砂の流出防止を図るためには、谷止工4基の計画が必要であり、実施と規模は妥当</p> <p>⑤整備手法の有効性</p> <p>○ <input type="checkbox"/></p> <p>・保安林機能の回復を図る目的から治山事業による整備が妥当</p> <p>⑥環境負荷への配慮</p> <p>○ <input type="checkbox"/></p> <p>・谷止工を整備する際の地形改変は最小となる計画としている。また、景観や生態系に優しい木製残存型枠工を使用するなど環境への配慮も行っており、妥当</p> <p>⑦事業計画の熟度</p> <p>○ <input type="checkbox"/></p> <p>・地元都留市の要望を受け計画しており、土地使用や保安林指定に問題はなく、妥当</p>														
						<p>総合評価</p> <p>貢献度ランク:a</p>														
(2)整備内容						【事業位置図等】														
<p>①整備内容 谷止工4基</p> <p>②着手年度 令和4年度</p> <p>③完成見込年度 令和7年度</p> <p>④総事業費 130百万円(国費 65百万円(1/2) 県費 65百万円(1/2))</p> <p>⑤年度別の整備内容</p> <table border="1"> <tr> <td>令和4年度</td> <td>谷止工1基</td> <td>30百万円</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>谷止工1基</td> <td>30百万円</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>谷止工1基</td> <td>30百万円</td> </tr> <tr> <td>令和7年度</td> <td>谷止工1基</td> <td>40百万円</td> </tr> </table> <p>※記載内容は見込みであり、確定したものではない。</p> <p>⑥既整備内容・期間・事業費</p>						令和4年度	谷止工1基	30百万円	令和5年度	谷止工1基	30百万円	令和6年度	谷止工1基	30百万円	令和7年度	谷止工1基	40百万円	<p>事業位置図等</p> <p>事業対象地</p> <p>事業対象地</p> <p>国道20号線</p> <p>大月市役所</p> <p>国道139号線</p> <p>至 富士吉田市</p>		
令和4年度	谷止工1基	30百万円																		
令和5年度	谷止工1基	30百万円																		
令和6年度	谷止工1基	30百万円																		
令和7年度	谷止工1基	40百万円																		





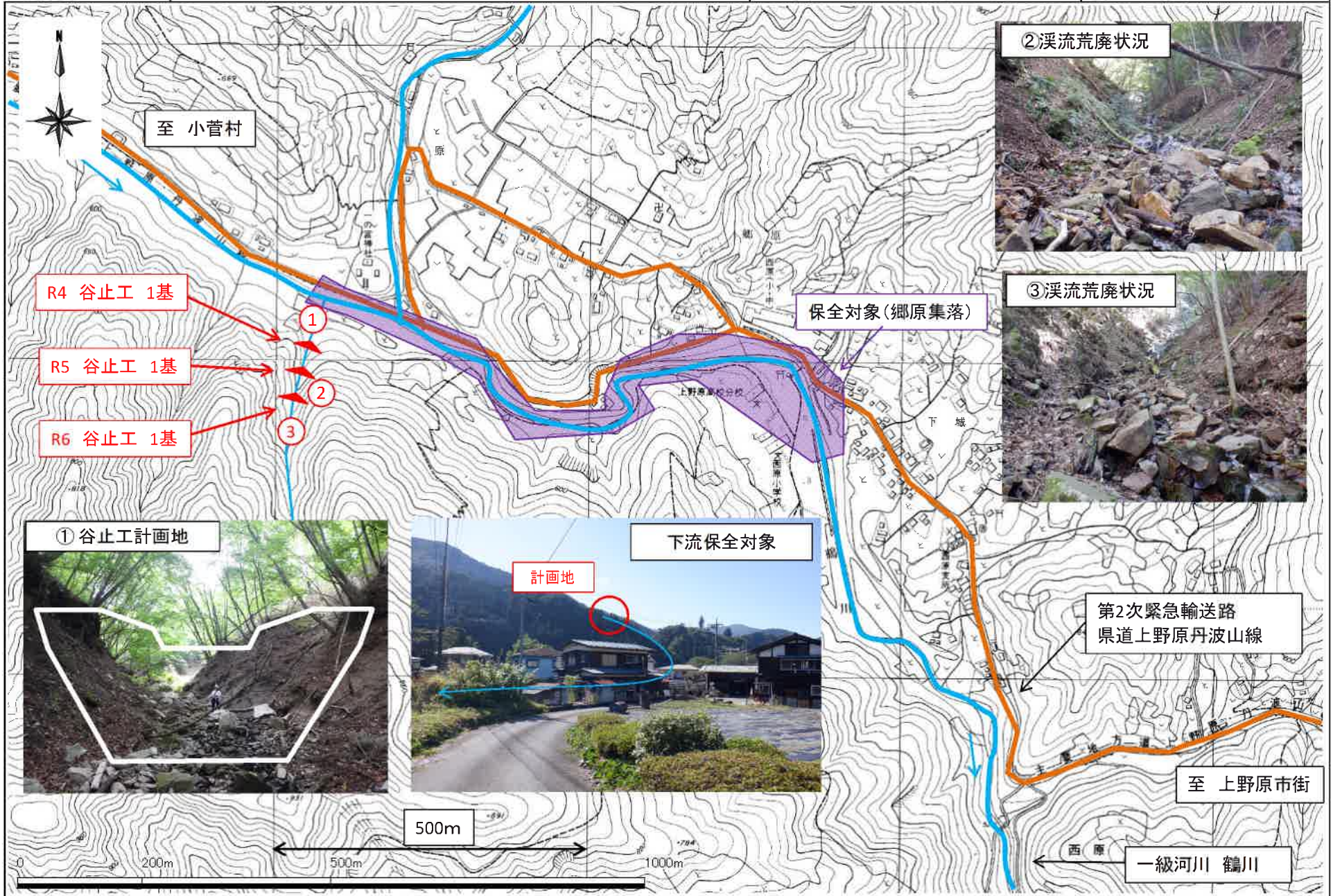
令和3年度公共事業等事前評価調書(簡易型)

(土石流被害防止による評価)

(区分) 国補 県単

事業名	復旧治山事業	事業箇所	上野原市	西原	地内	地区名	鶴川右支流(つるかわりしりゅう)	事業主体	山梨県
(1)事業概要								(3)事業の妥当性評価	
<p>①課題・背景</p> <p>本計画地は、上野原市西原地内を流れる一級河川鶴川の右支流に位置し、下流には郷原集落や緊急輸送道路に指定されている県道上野原丹波山線など、防災上重要な保全対象がある。 近年の台風等の影響により溪流内に不安定土砂が堆積し、下流へ土砂が流出する恐れがあるため、治山事業により土砂の流出を防止し、保安林機能の回復を早急に図る必要がある。</p> <p>②整備目標・効果</p> <p>□主要目標</p> <p>○土石流被害の防止            保全対象 人家10戸、県道600m            土砂整備率 (現況)0%&lt;70% ※            災害実績 無            重要公共施設 有 (第2次緊急輸送道路 県道上野原丹波山線)            (※評価基準値)</p> <p>□副次目標</p> <p>○なし</p> <p>□副次効果</p> <p>○被災時の被害波及の防止(第2次緊急輸送道路 県道上野原丹波山線)</p>								<p>妥当 妥当でない</p> <p>①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か)</p> <p>○ <input type="checkbox"/></p> <p>・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当し、妥当</p> <p>②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか)</p> <p>○ <input type="checkbox"/></p> <p>・森林法第41条第3項の規定により都道府県知事が整備することとされており、妥当</p> <p>③経済妥当性</p> <p>○ <input type="checkbox"/></p> <p>・費用便益比 便益(260.326百万円)／費用(100.914百万円)= 2.58 &gt; 1.0</p> <p>④事業実施・規模の妥当性</p> <p>○ <input type="checkbox"/></p> <p>・溪流内に堆積した不安定土砂の流出防止を図るためには、谷止工3基の計画が必要であり、実施と規模は妥当</p> <p>⑤整備手法の有効性</p> <p>○ <input type="checkbox"/></p> <p>・保安林機能の回復を図る目的から治山事業による整備が妥当</p> <p>⑥環境負荷への配慮</p> <p>○ <input type="checkbox"/></p> <p>・谷止工を整備する際の地形改変は最小となる計画としている。また、景観や生態系に優しい木製残存型枠工を使用するなど環境への配慮も行っており、妥当</p> <p>⑦事業計画の熟度</p> <p>○ <input type="checkbox"/></p> <p>・地元上野原市の要望を受け計画しており、土地使用や保安林指定に問題はなく、妥当</p>	
								総合評価	
								貢献度ランク:a	
(2)整備内容								【事業位置図等】	
<p>①整備内容 谷止工3基</p> <p>②着手年度 令和4年度</p> <p>③完成見込年度 令和6年度</p> <p>④総事業費 120百万円(国費 60百万円(1/2) 県費 60百万円(1/2))</p> <p>⑤年度別の整備内容</p> <p>令和4年度 谷止工1基 40百万円</p> <p>令和5年度 谷止工1基 40百万円</p> <p>令和6年度 谷止工1基 40百万円</p> <p>※記載内容は見込みであり、確定したものではない。</p> <p>⑥既整備内容・期間・事業費</p>									







令和3年度公共事業等事前評価調書(簡易型)

(土石流被害防止による評価)

(区分) **国補** 県単

事業名	復旧治山事業	事業箇所	上野原市	八ツ沢	地内	地区名	仲山川右支流(なかやまがわうしりゅう)	事業主体	山梨県				
(1)事業概要							(3)事業の妥当性評価						
<p>①課題・背景</p> <p>本計画地は、上野原市桐原地内を流れる一級河川仲山川の右支流に位置し、下流には八ツ沢集落や市道八ツ沢大櫛線など、防災上重要な保全対象がある。 近年の台風等の影響により溪流内に不安定土砂が堆積し、下流へ土砂が流出する恐れがあるため、治山事業により土砂の流出を防止し、保安林機能の回復を早急に図る必要がある。</p> <p>②整備目標・効果</p> <p>□主要目標 ○土石流被害の防止            保全対象 人家18戸、市道1000m、八ツ沢発電所            土砂整備率 (現況)0%&lt;70% ※            災害実績 無            重要公共施設 無</p> <p>□副次目標 ○なし</p> <p>□副次効果 ○なし</p>										妥当		妥当でない	
							<p>①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当し、妥当</li> </ul>			○			
							<p>②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林法第41条第3項の規定により都道府県知事が整備することとされており、妥当</li> </ul>			○			
							<p>③経済妥当性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・費用便益比 便益(452.189百万円)／費用(100.914百万円)= 4.48 &gt; 1.0</li> </ul>			○			
							<p>④事業実施・規模の妥当性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・溪流内に堆積した不安定土砂の流出防止を図るためには、谷止工3基の計画が必要であり、実施と規模は妥当</li> </ul>			○			
							<p>⑤整備手法の有効性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保安林機能の回復を図る目的から治山事業による整備が妥当</li> </ul>			○			
							<p>⑥環境負荷への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・谷止工を整備する際の地形改変は最小となる計画としている。また、景観や生態系に優しい木製残存型砕工を使用するなど環境への配慮も行っており、妥当</li> </ul>			○			
							<p>⑦事業計画の熟度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地元上野原市の要望を受け計画しており、土地使用や保安林指定に問題はなく、妥当</li> </ul>			○			
							総合評価		貢献度ランク:b				
(2)整備内容							【事業位置図等】						
<p>①整備内容 谷止工3基</p> <p>②着手年度 令和4年度</p> <p>③完成見込年度 令和6年度</p> <p>④総事業費 120百万円(国費 60百万円(1/2) 県費 60百万円(1/2))</p> <p>⑤年度別の整備内容</p> <p>令和4年度 谷止工1基 40百万円</p> <p>令和5年度 谷止工1基 40百万円</p> <p>令和6年度 谷止工1基 40百万円</p> <p>※記載内容は見込みであり、確定したわけではない。</p> <p>⑥既整備内容・期間・事業費</p>													

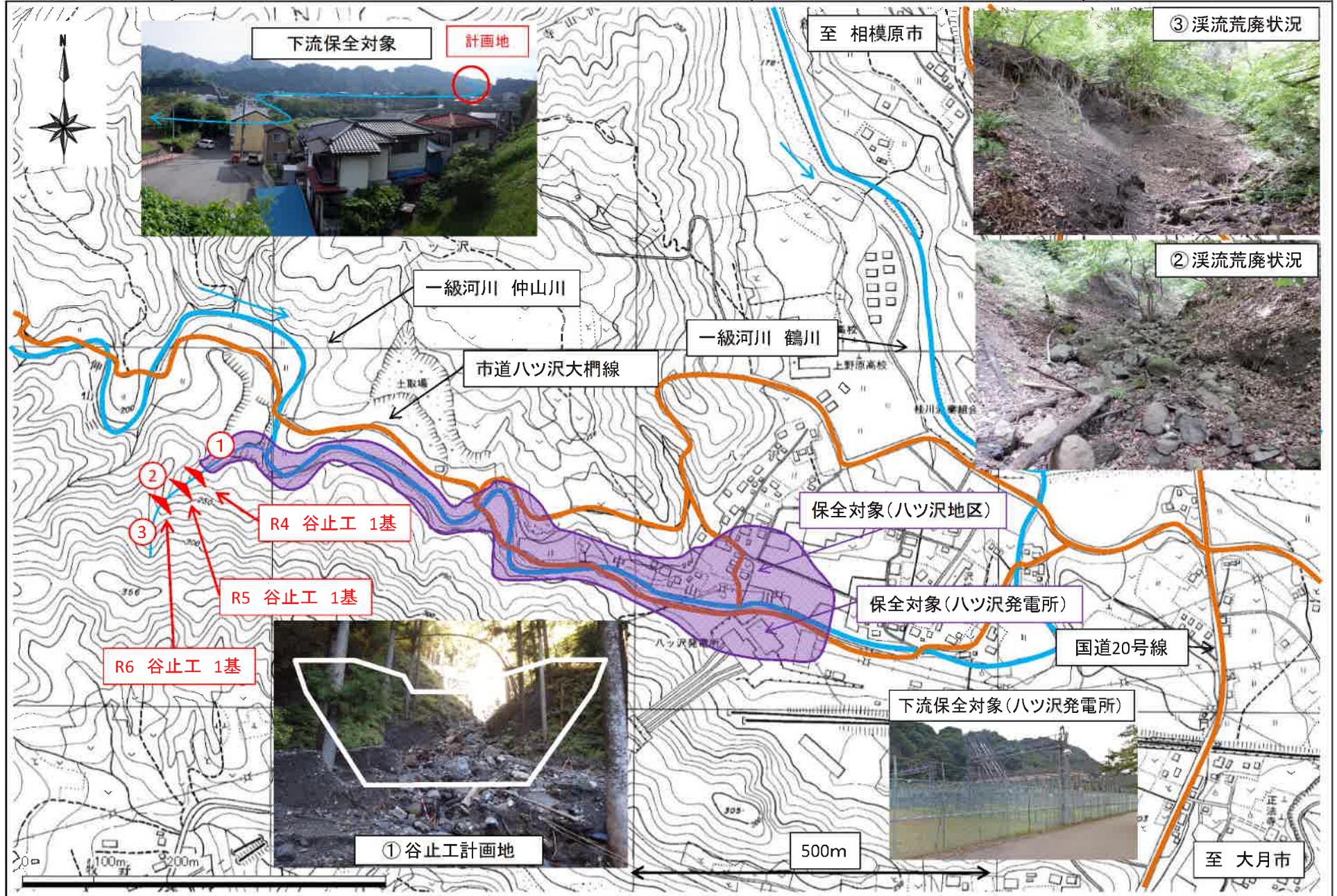


添付資料

事業名 復旧治山事業(国補)

事業箇所 上野原市 八ツ沢 地内

地区名 仲山川右支流





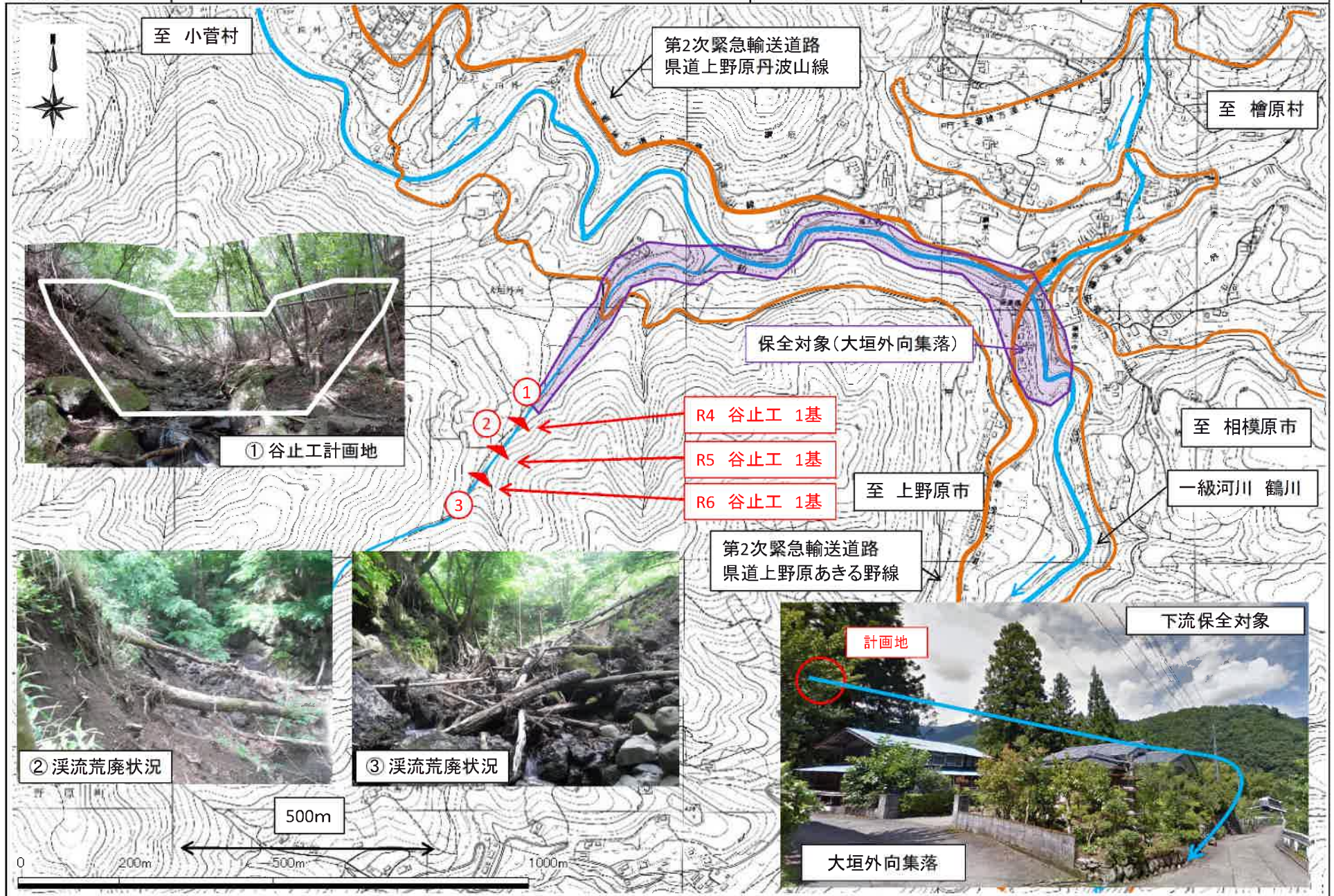
令和3年度公共事業等事前評価調書(簡易型)

(土石流被害防止による評価)

(区分) 国補 県単

事業名	復旧治山事業	事業箇所	上野原市 桐原	地内	地区名	大垣外向(おおがいとむかい)	事業主体	山梨県
(1)事業概要							(3)事業の妥当性評価	
<p>①課題・背景</p> <p>本計画地は、上野原市桐原地内を流れる一級河川鶴川の右支流に位置し、下流には大垣外向集落や緊急輸送道路に指定されている県道上野原あきる野線など、防災上重要な保全対象がある。 近年の台風等の影響により渓流内に不安定土砂が堆積し、下流へ土砂が流出する恐れがあるため、治山事業により土砂の流出を防止し、保安林機能の回復を早急に図る必要がある。</p> <p>②整備目標・効果</p> <p>□主要目標</p> <p>○土石流被害の防止                      保全対象 人家8戸、県道150m                      土砂整備率 (現況)0%&lt;70% ※                      災害実績 無                      重要公共施設 有 (第2次緊急輸送道路 県道上野原あきる野線)                      (※評価基準値)</p> <p>□副次目標</p> <p>○なし</p> <p>□副次効果</p> <p>○被災時の被害波及の防止(第2次緊急輸送道路 県道上野原あきる野線)</p>							妥当 妥当でない <input type="radio"/> <input type="checkbox"/>	
<p>③公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か)</p> <p>・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当し、妥当</p> <p>④事業執行主体の妥当性(県が行うべきか)</p> <p>・森林法第41条第3項の規定により都道府県知事が整備することとされており、妥当</p> <p>⑤経済妥当性</p> <p>・費用便益比 便益(370.891百万円)／費用(100.914百万円)= 3.68 &gt; 1.0</p> <p>⑥事業実施・規模の妥当性</p> <p>・渓流内に堆積した不安定土砂の流出防止を図るためには、谷止工3基の計画が必要であり、実施と規模は妥当</p> <p>⑦整備手法の有効性</p> <p>・保安林機能の回復を図る目的から治山事業による整備が妥当</p> <p>⑧環境負荷への配慮</p> <p>・谷止工を整備する際の地形改変は最小となる計画としている。また、景観や生態系に優しい木製残存型枠工を使用するなど環境への配慮も行っており、妥当</p> <p>⑨事業計画の熟度</p> <p>・地元上野原市の要望を受け計画しており、土地使用や保安林指定に問題はなく、妥当</p>							<input type="radio"/> <input type="checkbox"/>	
総合評価							貢献度ランク: a	
(2)整備内容							【事業位置図等】	
<p>①整備内容 谷止工3基</p> <p>②着手年度 令和4年度</p> <p>③完成見込年度 令和6年度</p> <p>④総事業費 120百万円(国費 60百万円(1/2) 県費 60百万円(1/2))</p> <p>⑤年度別の整備内容</p> <p>令和4年度 谷止工1基 40百万円                      令和5年度 谷止工1基 40百万円                      令和6年度 谷止工1基 40百万円</p> <p>※記載内容は見込みであり、確定したものではない。</p> <p>⑥既整備内容・期間・事業費</p>								







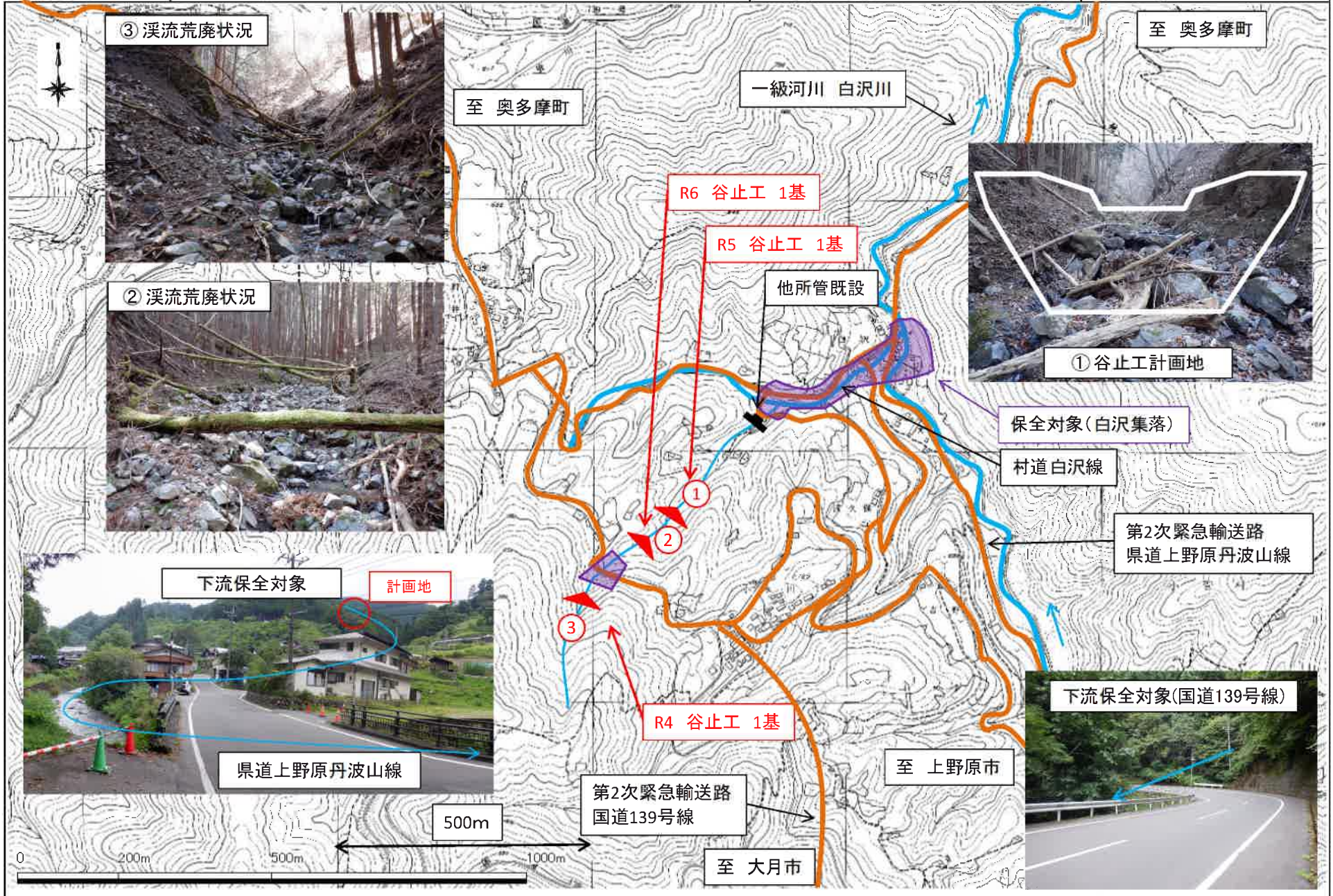
令和3年度公共事業等事前評価調書(簡易型)

(土石流被害防止による評価)

(区分) **国補** 県単

事業名	復旧治山事業	事業箇所	北都留郡	小菅村	井戸入 地内	地区名	井戸入(いどり)	事業主体	山梨県
<p>(1)事業概要</p> <p>①課題・背景                      本計画地は、北都留郡小菅村井戸入地内を流れる一級河川白沢川の左支流に位置し、下流には白沢集落や緊急輸送道路に指定されている国道139号線など、防災上重要な保全対象がある。                      近年の台風等の影響により溪流内に不安定土砂が堆積し、下流へ土砂が流出する恐れがあるため、治山事業により土砂の流出を防止し、保安林機能の回復を早急に図る必要がある。</p> <p>②整備目標・効果</p> <p>□主要目標                      ○土石流被害の防止                      保全対象 人家12戸、国道380、村道300m                      土砂整備率 (現況)35% &lt; 70% ※                      災害実績 無                      重要公共施設 有 (第2次緊急輸送道路 国道139号線)                      (※評価基準値)</p> <p>□副次目標                      ○なし</p> <p>□副次効果                      ○被災時の被害波及の防止(第2次緊急輸送道路 国道139号線)</p>								<p>(3)事業の妥当性評価</p> <p>①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か) <input type="radio"/> ○ <input type="checkbox"/> 妥当 <input type="checkbox"/> 妥当でない</p> <p>・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当し、妥当</p> <p>②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか) <input type="radio"/> ○ <input type="checkbox"/> 妥当 <input type="checkbox"/> 妥当でない</p> <p>・森林法第41条第3項の規定により都道府県知事が整備することとされており、妥当</p> <p>③経済妥当性 <input type="radio"/> ○ <input type="checkbox"/> 妥当 <input type="checkbox"/> 妥当でない</p> <p>・費用便益比 便益(310.702百万円) / 費用(100.914百万円) = 3.08 &gt; 1.0</p> <p>④事業実施・規模の妥当性 <input type="radio"/> ○ <input type="checkbox"/> 妥当 <input type="checkbox"/> 妥当でない</p> <p>・溪流内に堆積した不安定土砂の流出防止を図るためには、谷止工3基の計画が必要であり、実施と規模は妥当</p> <p>⑤整備手法の有効性 <input type="radio"/> ○ <input type="checkbox"/> 妥当 <input type="checkbox"/> 妥当でない</p> <p>・保安林機能の回復を図る目的から治山事業による整備が妥当</p> <p>⑥環境負荷への配慮 <input type="radio"/> ○ <input type="checkbox"/> 妥当 <input type="checkbox"/> 妥当でない</p> <p>・谷止工を整備する際の地形改変は最小となる計画としている。また、景観や生態系に優しい木製残存型枠工を使用するなど環境への配慮も行っており、妥当</p> <p>⑦事業計画の熟度 <input type="radio"/> ○ <input type="checkbox"/> 妥当 <input type="checkbox"/> 妥当でない</p> <p>・地元小菅村の要望を受け計画しており、土地使用や保安林指定に問題はなく、妥当</p> <p>総合評価 <input type="text" value="貢献度ランク:a"/></p>	
<p>(2)整備内容</p> <p>①整備内容 谷止工3基</p> <p>②着手年度 令和4年度</p> <p>③完成見込年度 令和6年度</p> <p>④総事業費 120百万円(国費 60百万円(1/2) 県費 60百万円(1/2))</p> <p>⑤年度別の整備内容                      令和4年度 谷止工1基 40百万円                      令和5年度 谷止工1基 40百万円                      令和6年度 谷止工1基 40百万円</p> <p>※記載内容は見込みであり、確定したものではない。</p> <p>⑥既整備内容・期間・事業費</p>								<p>【事業位置図等】</p>	







令和3年度公共事業等事前評価調書(簡易型)

(土石流被害防止による評価)

(区分) **国補** 県単

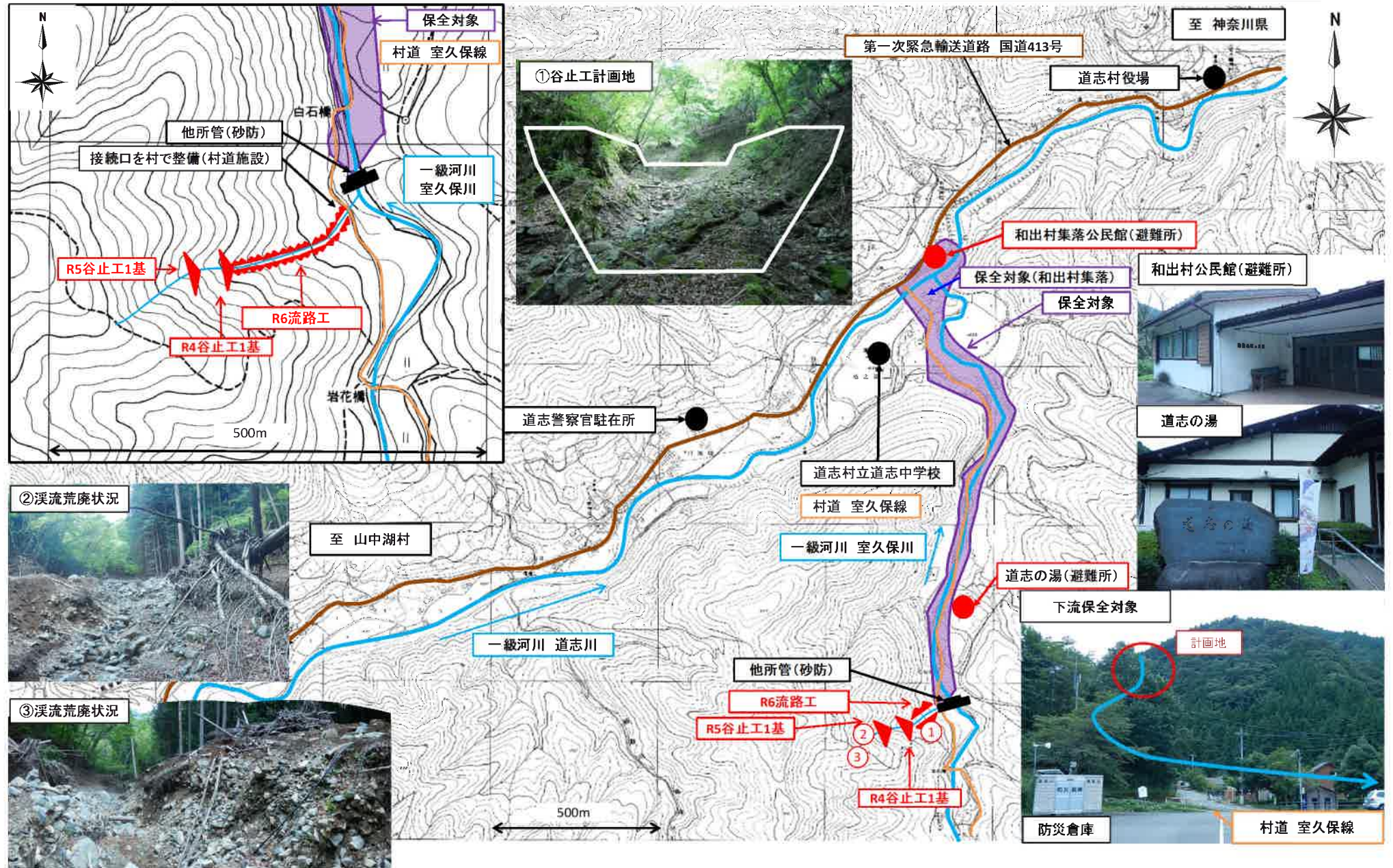
事業名	復旧治山事業	事業箇所	南都留郡 道志村 谷相 地内	地区名	室久保川左支流(むろくぼがわさしりゅう)	事業主体	山梨県
(1)事業概要						(3)事業の妥当性評価	
<p>①課題・背景</p> <p>本計画地は、南都留郡道志村谷相地内を流れる一級河川室久保川の左支流に位置し、下流には和出村集落や道志村指定の避難所など、防災上重要な保全対象がある。 近年の台風等の影響で溪岸の縦横侵食が進行し、渓流内に不安定土砂が堆積し、下流へ土砂が流出する恐れがあるため、治山事業により土砂の流出を防止し、保安林機能の回復を早急に図る必要がある。</p> <p>②整備目標・効果</p> <p>□主要目標</p> <p>○土石流災害の防止                      保全対象 人家20戸 村道1550m                      土砂整備率 (現況)0%&lt;70% ※                      災害実績 無                      重要公共施設 有 和出村集落公民館(避難所)                      道志の湯(避難所)</p> <p>□副次目標</p> <p>○なし</p> <p>□副次効果</p> <p>○なし</p> <p>(※評価基準値)</p>						<p>妥当 妥当でない</p> <p>①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か)</p> <p>○ <input type="checkbox"/></p> <p>・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当し、妥当</p> <p>②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか)</p> <p>○ <input type="checkbox"/></p> <p>・森林法第41条第3項の規定により都道府県知事が整備することとされており、妥当</p> <p>③経済妥当性</p> <p>○ <input type="checkbox"/></p> <p>・費用便益比 便益(578.771百万円)／費用(118.555百万円)= 4.88 &gt; 1.0</p> <p>④事業実施・規模の妥当性</p> <p>○ <input type="checkbox"/></p> <p>・溪岸の縦横侵食により発生し堆積した不安定土砂の流出防止を図るためには、谷止工2基や流路工の計画が必要であり、実施と規模は妥当</p> <p>⑤整備手法の有効性</p> <p>○ <input type="checkbox"/></p> <p>・保安林機能の回復を図る目的から治山事業による整備が妥当</p> <p>⑥環境負荷への配慮</p> <p>○ <input type="checkbox"/></p> <p>・谷止工を整備する際の地形改変は最小となる計画としている。また、景観や生態系に優しい木製残存型枠工を使用するなど環境への配慮も行っており、妥当</p> <p>⑦事業計画の熟度</p> <p>○ <input type="checkbox"/></p> <p>・地元道志村の要望を受け計画しており、土地使用や保安林指定に問題はなく、妥当</p> <p>総合評価</p> <p>貢献度ランク: a</p>	
(2)整備内容						【事業位置図等】	
<p>①整備内容</p> <p>谷止工2基 流路工L=150m</p> <p>②着手年度</p> <p>令和4年度</p> <p>③完成見込年度</p> <p>令和6年度</p> <p>④総事業費</p> <p>140百万円(国費 70百万円(1/2) 県費 70百万円(1/2))</p> <p>⑤年度別の整備内容</p> <p>令和4年度 谷止工1基 55百万円                      令和5年度 谷止工1基 50百万円                      令和6年度 流路工L=150m 35百万円</p> <p>※記載内容は見込みであり、確定したのではない。</p> <p>⑥既整備内容・期間・事業費</p>							



添付資料

事業名 復旧治山事業(国補)

事業箇所 南都留郡 道志村 谷相 地内 地区名 室久保川左支流





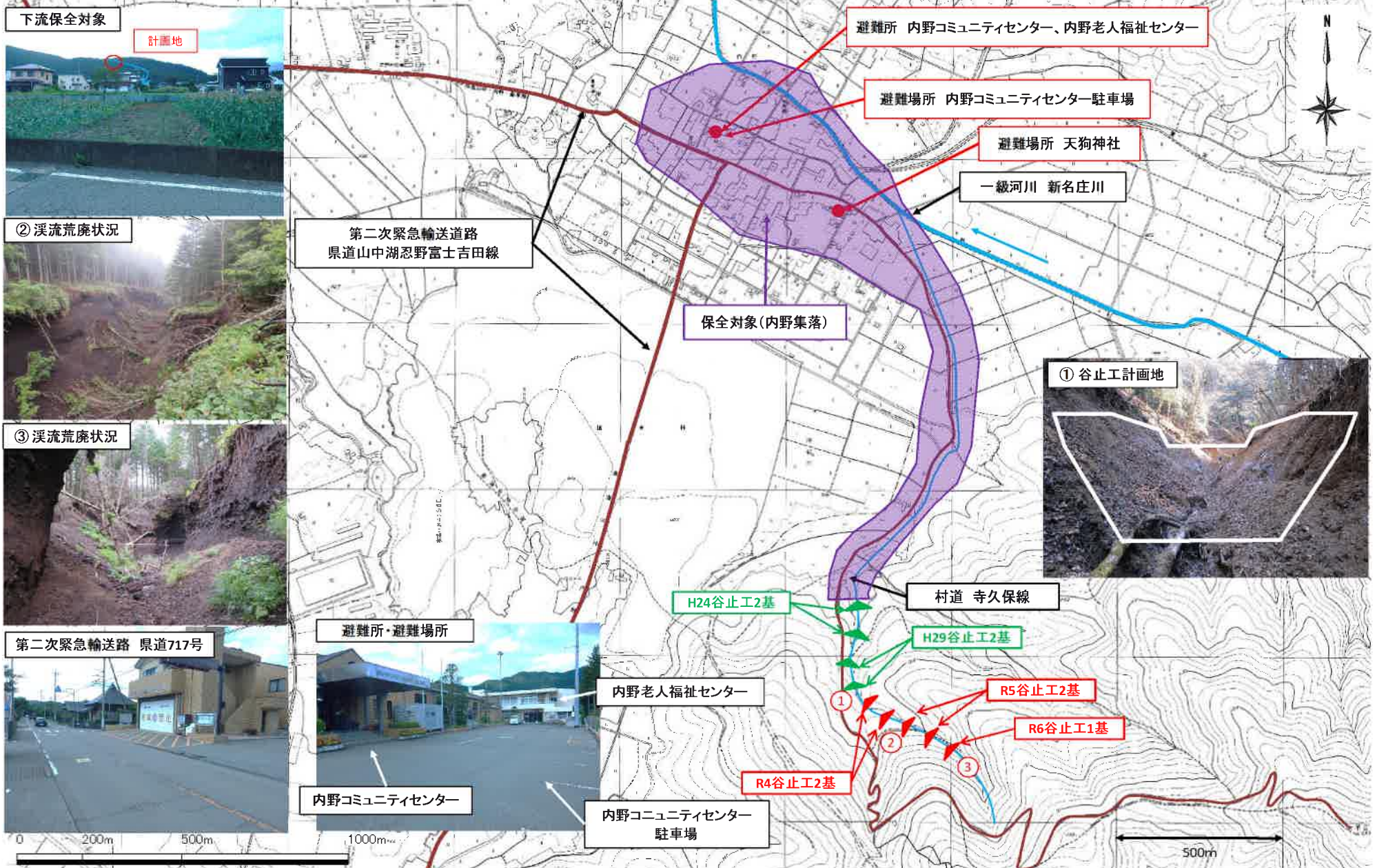
令和3年度公共事業等事前評価調書(簡易型)

(土石流被害防止による評価)

(区分) 国補 県単

事業名	復旧治山事業	事業箇所	南都留郡 忍野村	内野地内	地区名	寺久保(てらくぼ)	事業主体	山梨県	
<p>(1)事業概要</p> <p>①課題・背景 本計画地は、南都留郡忍野村内野地内を流れる一級河川新名庄川の左支流に位置し、下流には内野集落や緊急輸送道路に指定されている県道山中湖忍野富士吉田線など、防災上重要な保全対象がある。 近年の台風等の影響により溪流内に不安定土砂が堆積し、下流へ土砂が流出する恐れがあるため、治山事業により土砂の流出を防止し、保安林機能の回復を早急に図る必要がある。</p> <p>②整備目標・効果</p> <p>□主要目標 ○土石流被害の防止 保全対象 人家20戸、県道900m 土砂整備率 (現況)43% &lt; 70% ※ 災害実績 無 重要公共施設 有 (避難所 内野コミュニティセンター・内野老人福祉センター) (避難場所 内野コミュニティセンター駐車場・天狗神社) (第二次緊急輸送道路 県道山中湖忍野富士吉田線) (※評価基準値)</p> <p>□副次目標 ○なし</p> <p>□副次効果 ○被災時の被害波及の防止(第二次緊急輸送道路 県道山中湖忍野富士吉田線)</p>							<p>(3)事業の妥当性評価</p> <p>①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か) 妥当 妥当でない ○</p> <p>・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当し、妥当</p> <p>②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか) ○ ・森林法第41条第3項の規定により都道府県知事が整備することとされており、妥当</p> <p>③経済妥当性 ○ ・費用便益比 便益(515.557百万円) / 費用(135.695百万円) = 3.80 &gt; 1.0</p> <p>④事業実施・規模の妥当性 ○ ・溪流内に堆積した不安定土砂の流出防止を図るためには、谷止工5基の計画が必要であり、実施と規模は妥当</p> <p>⑤整備手法の有効性 ○ ・保安林機能の回復を図る目的から治山事業による整備が妥当</p> <p>⑥環境負荷への配慮 ○ ・谷止工を整備する際の地形改変は最小となる計画としている。また、景観や生態系に優しい木製残存型枠工を使用するなど環境への配慮も行っており、妥当</p> <p>⑦事業計画の熟度 ○ ・地元忍野村の要望を受け計画しており、土地使用や保安林指定に問題はなく、妥当</p> <p>総合評価 貢献度ランク: a</p>		
<p>(2)整備内容</p> <p>①整備内容 谷止工5基</p> <p>②着手年度 令和4年度</p> <p>③完成見込年度 令和6年度</p> <p>④総事業費 160百万円(国費 88百万円(5.5/10) 県費 72百万円(4.5/10))</p> <p>⑤年度別の整備内容 令和4年度 谷止工2基 65百万円 令和5年度 谷止工2基 65百万円 令和6年度 谷止工1基 30百万円</p> <p>※記載内容は見込みであり、確定したものではない。</p> <p>⑥既整備内容・期間・事業費 平成24~29年 谷止工4基 96百万円</p>							<p>【事業位置図等】</p> <p>The map shows the project area (事業対象地) in red, located in the inner area of Ninoshima village (忍野村役場). It highlights the project site (事業対象地) and the main road (県道山中湖忍野富士吉田線). Other landmarks include the main road (東富士五湖道路) and Lake Yamanaka (山中湖). A north arrow is also present.</p>		







令和3年度公共事業等事前評価調書(簡易型)

(土石流被害防止による評価)

(区分) **国補** 県単

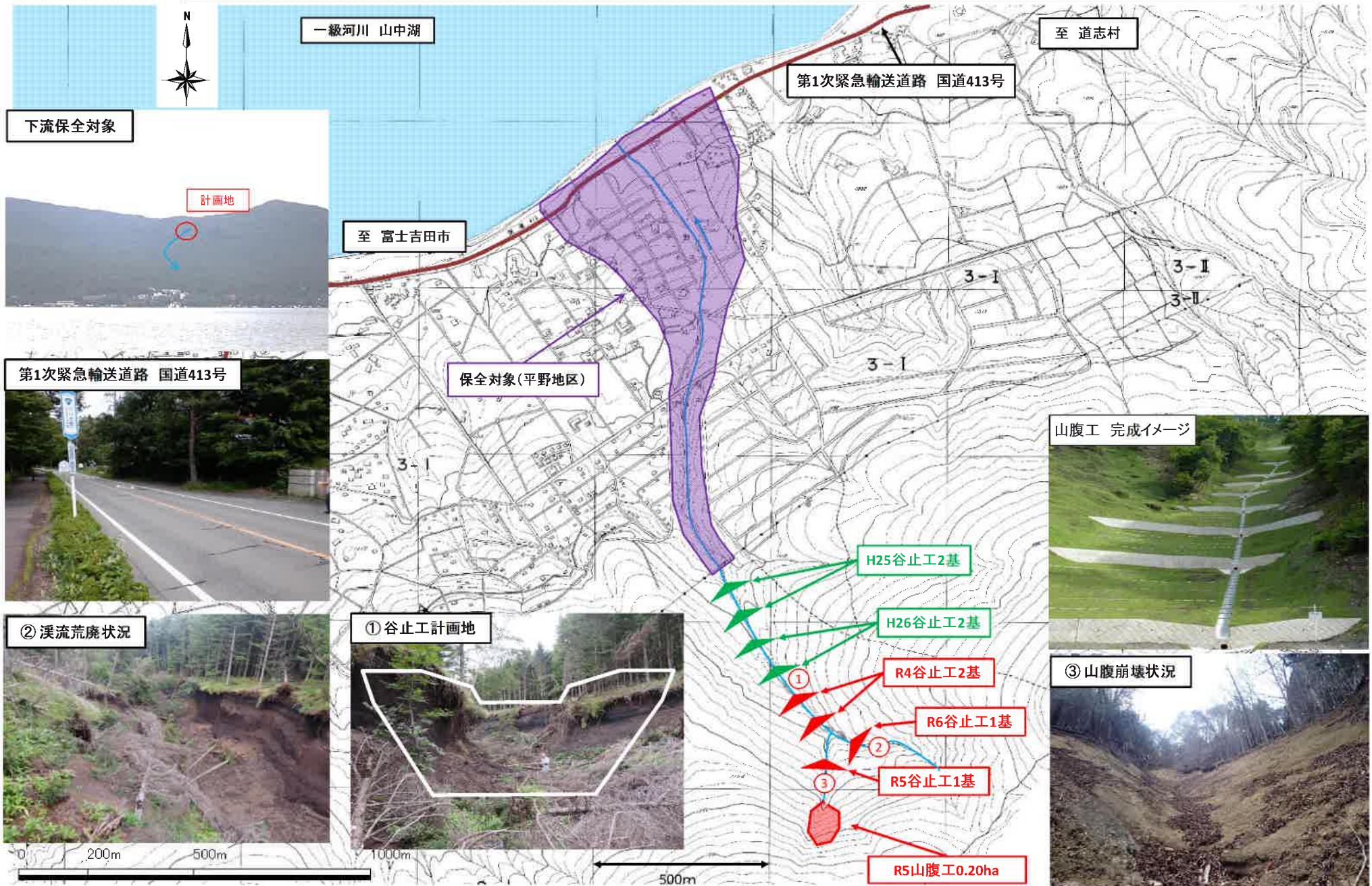
事業名	復旧治山事業	事業箇所	南都留郡	山中湖村	平野地内	地区名	平野沢(ひらのさわ)	事業主体	山梨県					
<b>(1)事業概要</b> <b>①課題・背景</b> 本計画地は、南都留郡山中湖村平野地内の一級河川山中湖の上流に位置し、下流には平野集落や緊急輸送道路に指定されている国道413号線など、防災上重要な保全対象がある。 近年の台風等の影響により溪流内に不安定土砂が堆積し、下流へ土砂が流出する恐れがあるため、治山事業により土砂の流出を防止し、保安林機能の回復を早急に図る必要がある。					<b>(3)事業の妥当性評価</b>					妥当	妥当でない			
<b>②整備目標・効果</b>  <b>□主要目標</b>					<b>①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か)</b>					<input type="radio"/>				
○土石流被害の防止 保全対象 人家20戸、国道500m 土砂整備率 (現況)63% < 70% ※ 災害実績 無 重要公共施設 有 (第一次緊急輸送道路 国道413号線)					・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当し、妥当									
<b>□副次目標</b>					<b>②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか)</b>					<input type="radio"/>				
○なし					・森林法第41条第3項の規定により都道府県知事が整備することとされており、妥当									
<b>□副次効果</b>					<b>③経済妥当性</b>					<input type="radio"/>				
○被災時の被害波及の防止(第一次緊急輸送道路 国道413号線)					・費用便益比 便益(511.422百万円) / 費用(142.967百万円) = 3.58 > 1.0									
					<b>④事業実施・規模の妥当性</b>					<input type="radio"/>				
					・発生源である山腹工の整備と溪流内に堆積した不安定土砂の流出防止を図るためには、谷止工4基と山腹工の計画が必要であり、実施と規模は妥当									
					<b>⑤整備手法の有効性</b>					<input type="radio"/>				
					・保安林機能の回復を図る目的から治山事業による整備が妥当									
					<b>⑥環境負荷への配慮</b>					<input type="radio"/>				
					・谷止工を整備する際の地形改変は最小となる計画としている。また、景観や生態系に優しい木製残存型枠工を使用するなど環境への配慮も行っており、妥当									
					<b>⑦事業計画の熟度</b>					<input type="radio"/>				
					・地元山中湖村の要望を受け計画しており、土地使用や保安林指定に問題はなく、妥当									
					総合評価					貢献度ランク: a				
<b>(2)整備内容</b> <b>①整備内容</b> 谷止工4基、山腹工A=0.20ha <b>②着手年度</b> 令和4年度 <b>③完成見込年度</b> 令和6年度 <b>④総事業費</b> 170百万円(国費 93.5百万円(5.5/10) 県費 76.5百万円(4.5/10)) <b>⑤年度別の整備内容</b> 令和4年度 谷止工2基 65百万円 令和5年度 谷止工1基 山腹工A=0.20ha 65百万円 令和6年度 谷止工1基 40百万円 ※記載内容は見込みであり、確定したものではない。					<b>【事業位置図等】</b> 					<b>⑥既整備内容・期間・事業費</b> 平成25～平成26年 谷止工4基 82百万円				



添付資料

事業名 復旧治山事業(国補)

事業箇所 南都留郡 山中湖村 平野 地内 地区名 平野沢





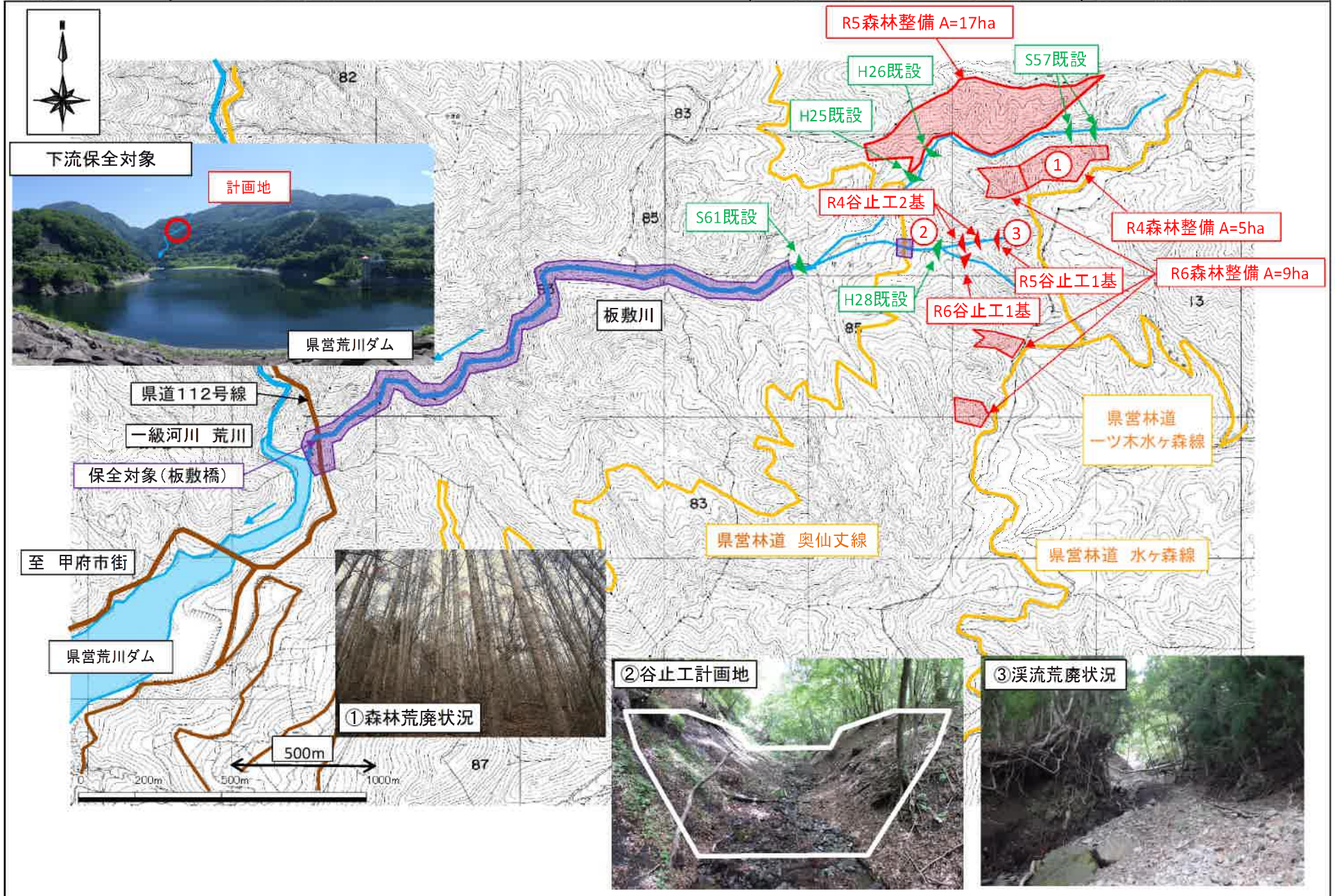
令和3年度公共事業等事前評価調書(簡易型)

(森林機能の維持向上による評価)

(区分) 国補 県単

事業名	水源地域緊急整備事業	事業箇所	甲府市	上帯那町	地内	地区名	板敷川上流(いたじきかわじょうりゅう)	事業主体	山梨県
<p>(1)事業概要</p> <p>①課題・背景 本計画地は、甲府市やその周辺の飲料水を供給する県営荒川ダムの上流に位置する水源かん養保安林である。流域は林分の過密化による下層植生の消滅や、台風の豪雨により溪流内への不安定土砂が堆積などにより保安林機能が著しく低下しているため、治山事業により保安林機能の回復を図る必要がある。</p> <p>②整備目標・効果</p> <p>□主要目標           ○森林機能の維持・向上 要整備森林の現況(ランク) 4≥3 ※ 林分密度(RY) 0.9≥0.8 ※ 山地荒廃率(%) 8.7%≥0.5% ※</p> <p>□副次目標           ○なし</p> <p>□副次効果           ○その他(重要プロジェクトとしての位置付け) 流域治水プロジェクト</p> <p style="text-align: right;">(※ 評価基準値)</p>					<p>(3)事業の妥当性評価</p> <p>①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か)           ○           </p> <p>・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当し、妥当</p> <p>②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか)           ○           </p> <p>・森林法第41条第3項の規定により都道府県知事が整備することとされており、妥当</p> <p>③経済妥当性           ○           </p> <p>・費用便益比 便益(278.824百万円)／費用(139.739百万円)= 2.00 &gt; 1.0</p> <p>④事業実施・規模の妥当性           ○           </p> <p>・林内の消滅した下層植生の回復と溪流内に堆積した不安定土砂の流出防止を図るためには、本数調整伐30haと谷止工4基の計画が必要であり、実施と規模は妥当</p> <p>⑤整備手法の有効性           ○           </p> <p>・保安林機能の回復を図る目的から治山事業による整備が妥当</p> <p>⑥環境負荷への配慮           ○           </p> <p>・谷止工を整備する際の地形改変は最小となる計画としている。また、景観や生態系に優しい木製残存型枠工を使用するなど環境への配慮も行っており、妥当</p> <p>⑦事業計画の熟度           ○           </p> <p>・県有林であるため土地使用に問題はなく、保安林も指定済みであり、妥当</p> <p style="text-align: right;">総合評価           貢献度ランク:a</p>				
<p>(2)整備内容</p> <p>①整備内容           谷止工4基、森林整備A=31ha</p> <p>②着手年度           令和4年度</p> <p>③完成見込年度       令和6年度</p> <p>④総事業費           150百万円(国費 75百万円(1/2) 県費 75百万円(1/2))</p> <p>⑤年度別の整備内容</p> <p>令和4年度 谷止工2基 森林整備5ha 67百万円 令和5年度 谷止工1基 森林整備17ha 43百万円 令和6年度 谷止工1基 森林整備9ha 40百万円</p> <p>※記載内容は見込みであり、確定したのではない。</p> <p>⑥既整備内容・期間・事業費 昭和57年～平成28年 谷止工6基 125百万円</p>					<p>【事業位置図等】</p> <p>The map shows the project area in the upper reaches of Itadaki River. Key features include the Abukawa Dam (県営荒川ダム), Itadaki Bridge (板敷橋), Sakaguchi Bridge (板敷橋), and various other bridges and roads. The project area is highlighted in red and labeled '事業対象地' (Project Target Area). The map also shows the surrounding area, including the Itadaki River and the surrounding forest.</p>				







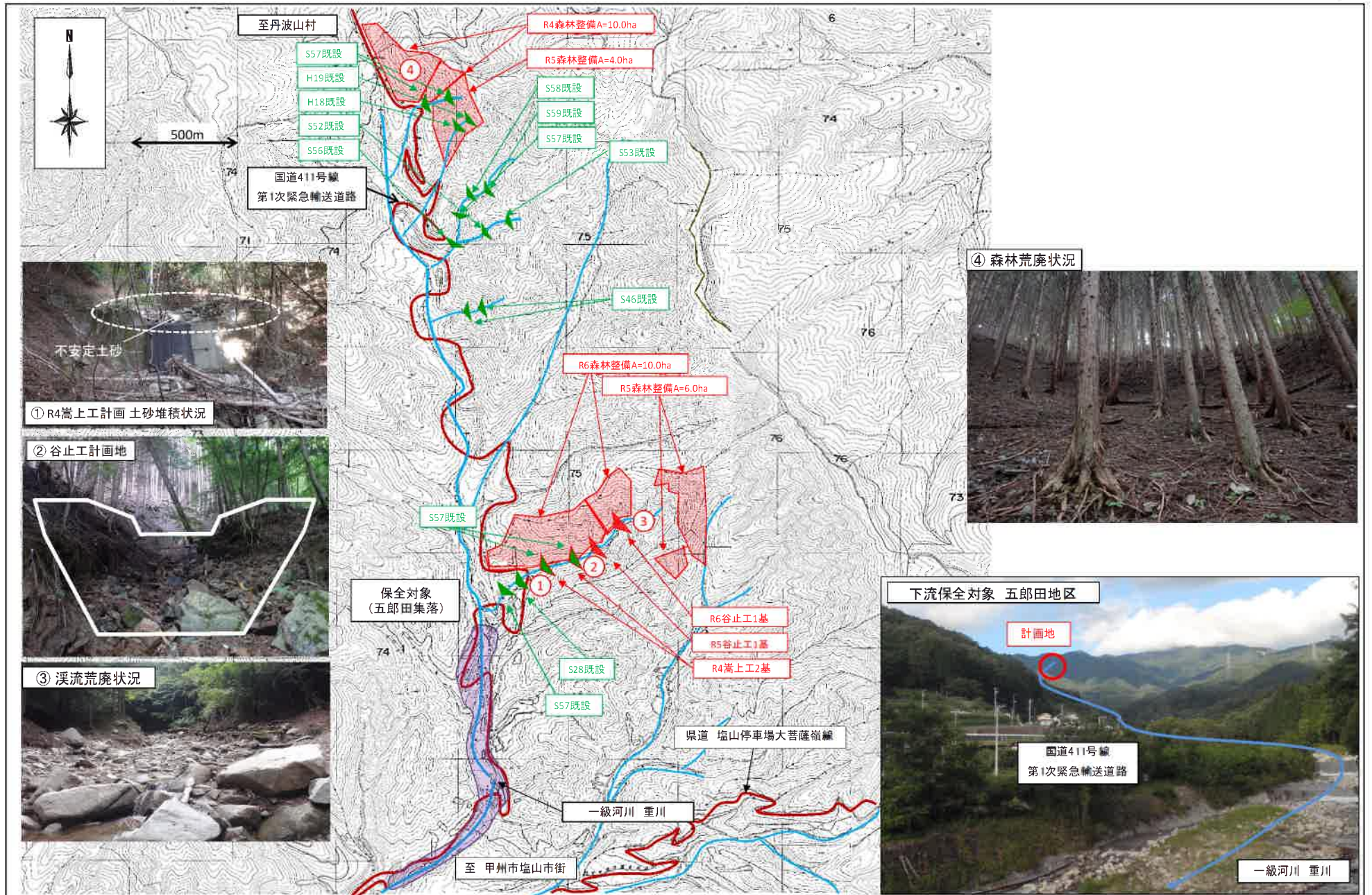
令和3年度公共事業等事前評価調書(簡易型)

(森林機能の維持向上による評価)

(区分) 国補 県単

事業名	水源地域緊急整備事業	事業箇所	甲州市	塩山上萩原	地内	地区名	重川左岸(おもがわさがん)	事業主体	山梨県	
<p>(1)事業概要</p> <p>①課題・背景 本計画地は、甲州市塩山上萩原地内を流れる一級河川重川の左支流に位置する水源かん養保安林である。流域は林分の過密化による下層植生の消滅や、台風の豪雨により溪流内への不安定土砂が堆積などにより保安林機能が著しく低下しているため、治山事業により保安林機能の回復を図る必要がある。</p> <p>②整備目標・効果</p> <p>□主要目標                   ○森林機能の維持・向上 要整備森林の現況(ランク) 4≥3 ※ 林分密度(RY) 0.82≥0.8 ※ 山地荒廃率(%) 8.2%≥0.5% ※</p> <p>□副次目標                   ○なし</p> <p>□副次効果                   ○その他(重要プロジェクトとしての位置付け) 流域治水プロジェクト</p> <p style="text-align: right;">(※ 評価基準値)</p>							<p>(3)事業の妥当性評価</p> <p>①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か)                   ○                   </p> <p>・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当し、妥当</p> <p>②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか)                   ○                   </p> <p>・森林法第41条第3項の規定により都道府県知事が整備することとされており、妥当</p> <p>③経済妥当性                   ○                   </p> <p>・費用便益比 便益(278.600百万円)／費用(121.425百万円)= 2.29 &gt; 1.0</p> <p>④事業実施・規模の妥当性                   ○                   </p> <p>・林内の消滅した下層植生の回復と溪流内に堆積した不安定土砂の流出防止を図るためには、本数調整伐30haと谷止工2基、嵩上工2基の計画が必要であり、実施と規模は妥当</p> <p>⑤整備手法の有効性                   ○                   </p> <p>・保安林機能の回復を図る目的から治山事業による整備が妥当</p> <p>⑥環境負荷への配慮                   ○                   </p> <p>・谷止工を整備する際の地形改変は最小となる計画としている。また、景観や生態系に優しい木製残存型枠工を使用するなど環境への配慮も行っており、妥当</p> <p>⑦事業計画の熟度                   ○                   </p> <p>・県有林であるため土地使用に問題はなく、保安林も指定済みであり、妥当</p> <p style="text-align: right;">総合評価                   貢献度ランク:a</p>			
<p>(2)整備内容</p> <p>①整備内容                   谷止工2基 嵩上工2基 森林整備30ha</p> <p>②着手年度                   令和4年度</p> <p>③完成見込年度               令和6年度</p> <p>④総事業費                   144百万円(国費 72百万円(1/2) 県費 72百万円(1/2))</p> <p>⑤年度別の整備内容</p> <p>令和4年度 嵩上工2基 森林整備10ha 43百万円 令和5年度 谷止工1基 森林整備10ha 53百万円 令和6年度 谷止工1基 森林整備10ha 48百万円</p> <p>※記載内容は見込みであり、確定したのではない。</p> <p>⑥既整備内容・期間・事業費 昭和28～平成19年 谷止工16基 117百万円</p>							<p>【事業位置図等】</p>			







令和3年度公共事業等事前評価調書(簡易型)

(森林機能の維持向上による評価)

(区分) 国補 県単

事業名	水源地域緊急整備事業	事業箇所	南巨摩郡	身延町	湯之奥地内	地区名	湯之奥上流(ゆのおくじょうりゅう)	事業主体	山梨県																				
<p>(1)事業概要</p> <p>①課題・背景 本計画地は、南巨摩郡身延町湯之奥地内を流れる一級河川下部川の上流に位置する水源かん養保安林である。流域は林分の過密化による下層植生の消滅や、台風の豪雨により渓流内への不安定土砂が堆積などにより保安林機能が著しく低下しているため、治山事業により保安林機能の回復を図る必要がある。</p> <p>②整備目標・効果</p> <p>□主要目標 ○森林機能の維持・向上 要整備森林の現況(ランク) 4≥3 ※ 林分密度(RY) 0.82≥0.8 ※ 山地荒廃率(%) 3.7%≥0.5% ※</p> <p>□副次目標 ○なし</p> <p>□副次効果 ○その他(重要プロジェクトとしての位置付け) 流域治水プロジェクト</p> <p>(※ 評価基準値)</p>								<p>(3)事業の妥当性評価</p> <p>①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か) ○ 妥当 妥当でない</p> <p>・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当し、妥当</p> <p>②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか) ○ 妥当 妥当でない</p> <p>・森林法第41条第3項の規定により都道府県知事が整備することとされており、妥当</p> <p>③経済妥当性 ○ 妥当 妥当でない</p> <p>・費用便益比 便益(354,642百万円)／費用(164,624百万円)= 2.15 &gt; 1.0</p> <p>④事業実施・規模の妥当性 ○ 妥当 妥当でない</p> <p>・林内の消滅した下層植生の回復と渓流内に堆積した不安定土砂の流出防止を図るためには、本数調整伐33haと谷止工5基の計画が必要であり、実施と規模は妥当</p> <p>⑤整備手法の有効性 ○ 妥当 妥当でない</p> <p>・保安林機能の回復を図る目的から治山事業による整備が妥当</p> <p>⑥環境負荷への配慮 ○ 妥当 妥当でない</p> <p>・谷止工を整備する際の地形改変は最小となる計画としている。また、景観や生態系に優しい木製残存型枠工を使用するなど環境への配慮も行っており、妥当</p> <p>⑦事業計画の熟度 ○ 妥当 妥当でない</p> <p>・県有林であるため土地使用に問題はなく、保安林も指定済みであり、妥当</p> <p>総合評価 貢献度ランク:a</p>																					
<p>(2)整備内容</p> <p>①整備内容 谷止工5基 森林整備33ha</p> <p>②着手年度 令和4年度</p> <p>③完成見込年度 令和8年度</p> <p>④総事業費 204百万円(国費 102百万円(1/2) 県費 102百万円(1/2))</p> <p>⑤年度別の整備内容</p> <table border="1"> <tr> <td>令和4年度</td> <td>谷止工1基</td> <td>森林整備6ha</td> <td>39百万円</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>谷止工1基</td> <td>森林整備8ha</td> <td>40百万円</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>谷止工1基</td> <td>森林整備6ha</td> <td>38百万円</td> </tr> <tr> <td>令和7年度</td> <td>谷止工1基</td> <td>森林整備8ha</td> <td>40百万円</td> </tr> <tr> <td>令和8年度</td> <td>谷止工1基</td> <td>森林整備5ha</td> <td>47百万円</td> </tr> </table> <p>※記載内容は見込みであり、確定したものではない。</p> <p>⑥既整備内容・期間・事業費 昭和40～平成21年 谷止工17基 487百万円</p>								令和4年度	谷止工1基	森林整備6ha	39百万円	令和5年度	谷止工1基	森林整備8ha	40百万円	令和6年度	谷止工1基	森林整備6ha	38百万円	令和7年度	谷止工1基	森林整備8ha	40百万円	令和8年度	谷止工1基	森林整備5ha	47百万円	<p>【事業位置図等】</p>	
令和4年度	谷止工1基	森林整備6ha	39百万円																										
令和5年度	谷止工1基	森林整備8ha	40百万円																										
令和6年度	谷止工1基	森林整備6ha	38百万円																										
令和7年度	谷止工1基	森林整備8ha	40百万円																										
令和8年度	谷止工1基	森林整備5ha	47百万円																										

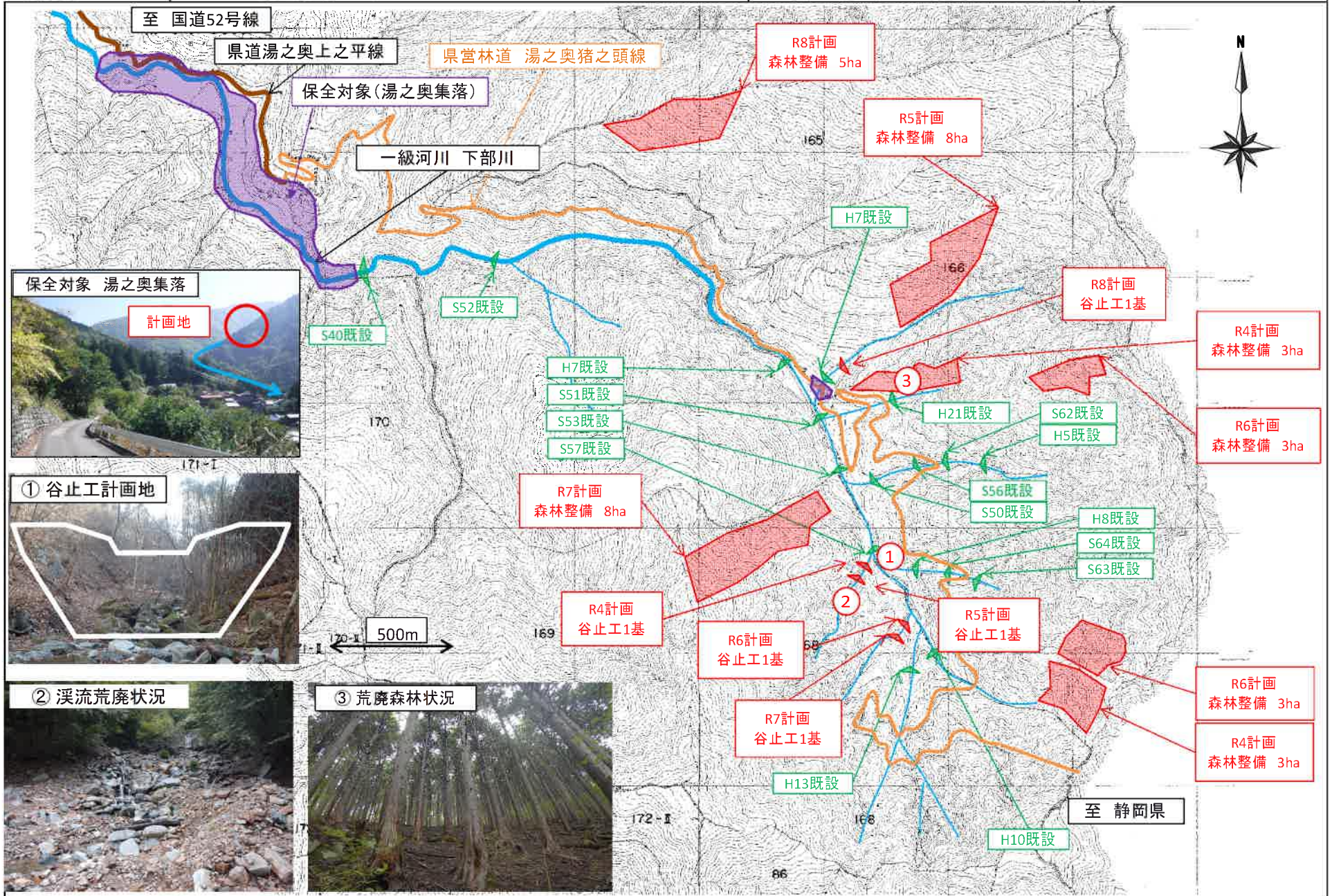


添付資料

事業名 水源地域緊急整備事業(国補)

事業箇所 南巨摩郡 身延町 湯之奥地内

地区名 湯之奥上流





令和3年度公共事業等事前評価調書(簡易型)

(森林機能の維持向上による評価)

(区分) 国補 県単

事業名	水源地域緊急整備事業	事業箇所	都留市	鹿留	地内	地区名	鹿留上流(ししどめじょうりゅう)	事業主体	山梨県
<b>(1)事業概要</b> <b>①課題・背景</b> 本計画地は、都留市鹿留を流れる一級河川鹿留川の右支流に位置する水源かん養保安林である。流域は林分の過密化による下層植生の消滅や、台風の豪雨により溪流内への不安定土砂が堆積などにより保安林機能が著しく低下しているため、治山事業により保安林機能の回復を図る必要がある。  <b>②整備目標・効果</b> □主要目標                      ○森林機能の維持・向上 要整備森林の現況(ランク) 4≥3 ※ 林分密度(RY) 0.83≥0.8 ※ 山地荒廃率(%) 11.0%≥0.5% ※  □副次目標                      ○なし  □副次効果                      ○その他(重要プロジェクトとしての位置付け) 流域治水プロジェクト  (※ 評価基準値)					<b>(3)事業の妥当性評価</b> 妥当      妥当でない <b>①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か)</b> ○ <input type="checkbox"/> ・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当し、妥当  <b>②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか)</b> ○ <input type="checkbox"/> ・森林法第41条第3項の規定により都道府県知事が整備することとされており、妥当  <b>③経済妥当性</b> ○ <input type="checkbox"/> ・費用便益比 便益(315.005百万円)／費用(131.998百万円)= 2.39 > 1.0  <b>④事業実施・規模の妥当性</b> ○ <input type="checkbox"/> ・林内の消滅した下層植生の回復と溪流内に堆積した不安定土砂の流出防止を図るためには、本数調整伐34haと谷止工4基の計画が必要であり、実施と規模は妥当  <b>⑤整備手法の有効性</b> ○ <input type="checkbox"/> ・保安林機能の回復を図る目的から治山事業による整備が妥当  <b>⑥環境負荷への配慮</b> ○ <input type="checkbox"/> ・谷止工を整備する際の地形改変は最小となる計画としている。また、景観や生態系に優しい木製残存型枠工を使用するなど環境への配慮も行っており、妥当  <b>⑦事業計画の熟度</b> ○ <input type="checkbox"/> ・県有林であるため土地使用に問題はなく、保安林も指定済みであり、妥当  総合評価                      貢献度ランク: a				
<b>(2)整備内容</b> <b>①整備内容</b> 谷止工4基 森林整備34ha <b>②着手年度</b> 令和4年度 <b>③完成見込年度</b> 令和7年度 <b>④総事業費</b> 160百万円(国費 80百万円(1/2) 県費 80百万円(1/2)) <b>⑤年度別の整備内容</b> 令和4年度 谷止工1基 森林整備6ha 40百万円 令和5年度 谷止工1基 森林整備8ha 40百万円 令和6年度 谷止工1基 森林整備10ha 40百万円 令和7年度 谷止工1基 森林整備10ha 40百万円  ※記載内容は見込みであり、確定したのではない。  <b>⑥既整備内容・期間・事業費</b> 昭和42年～平成4年 谷止工6基 147百万円					<b>【事業位置図等】</b> 				



